高石市広告付き窓口案内システム設置業務仕様書

本仕様書は、高石市本庁舎（以下「本施設」という。）において、設置事業者が設置する広告付き窓口案内システムの内容について定めるものである。

1　業務内容

⑴　業務名称

広告付き窓口案内システム（以下「窓口案内システム」という。）設置業務

⑵　設置場所

設置場所	設置機器
本庁舎１階（市民課、健幸増進課及び市民課、健幸増進課前待合ロビー）	窓口案内システム （構成） ・交付システム ・番号発券機システム ・広告・行政情報表示システム

※　既存設置場所

既存設置場所は、別紙「設置場所図」で指定するとおりであるが、設置場所について、設置事業者が別の提案を行うことも可とする。

ただし、当該提案が既設設備や掲示物等に支障があると市が判断する場合は、既存設置場所で実施すること。

⑶　業務内容

ア　来庁者に対し、窓口受付順番等を案内するための「窓口案内システム」を設置する。

イ　設置事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うものとする。

ウ　広告主及び広告内容については、「高石市広告掲載基準」の規定を満たすものに限り、表示することができる。

エ　広告物については、指定する期日までに出力見本を市に提出することとし、市において内容審査を行い、結果を通知する。市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、設置事業者は速やかに対応するものとする。

オ　行政財産の使用許可に基づく使用料等（行政財産使用料、施設維持管理協力金及び電気料金）を市へ納入する。

⑷　業務期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日までの最長５年間

⑸　システムの稼働時間

システムの稼働時間は開庁時間内とし、土曜日・日曜日（臨時開庁日を除く。）・国

民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日及び年末年始（12 月 29 日から１月３日までをいう。）を除く日の午前９時から午後５時３０分までとする。

※ただし、臨時開庁日は稼働するものとする。

⑹　窓口案内システム

ア　窓口案内システムの機器構成と仕様

(ｱ)　交付システム

設置場所	市民課　会計窓口	
機器・性能	仕様等	個数
交付番号呼出機	・窓口カウンター内に設置すること ・テンキー、バーコード、キーボード及びタッチパネル等での入力により、指定の交付番号の表示が開始されること ・交付番号をディスプレイに表示するとともに、聞き取りやすい音声案内を同時に行うことができること ・職員の操作により、表示中の交付番号を再呼出、消去できること ・職員が呼出し状況を確認できるようモニター等を設置すること	１台
バーコードリーダー	・バーコードを読み取り、交付番号を表示すること	１台
交付用モニター	・５０インチ程度 ・交付番号を表示すること ・交付番号は４桁まで設定可能とし、１０～２０個程度表示できること ・未対応の交付番号は継続的に表示し、自動的に再呼出ができる機能を有すること ・設置位置を勘案した大きく見やすいもの、液晶などの薄型画面で場所をとらず、鋭利な突起物などがない安全を配慮したもの、且つ、自立型等移動できるものとすること ・多言語表示に対応していること（英語、中国語、ベトナム語等に対応していることが望ましい）	１台
その他	・その他、システム運用のために必要とされる機器、配線などその他装備一式は適宜導入すること	

	・表示時間は、開庁時間内を基本とし、表示時間外はタイマー等により電源のＯＮ・ＯＦＦの自動制御が可能であること ・Ａ４の出し入れが容易なサイズで、呼出番号バーコードが貼付された透明ファイル、及び、分離可能な同番号のカード（類似する形式でも可とする）を提供すること ・その他の詳細は別途協議の上、決定すること	

(ｲ)　番号発券機システム

設置場所	健幸増進課　受付窓口	
機器・性能	仕様等	個数
番号発券機	・受付窓口前待合ロビーに設置すること ・鋭利な突起物などがない安全を配慮したもの、且つ、自立型等移動できるものとすること ・原則としてタッチパネル式とし、受付番号や窓口番号を印字した用紙が発券されること ・１枚の表示画面で４業務以上は選択でき、来庁者の手続きに応じた発券、多様な業務に対応できる階層的な画面案内が可能であること ・画面上に業務（窓口）ごとの待ち人数が表示でき、待ち人数、呼出し番号は任意に設定した業務（窓口）ごとに管理できること ・画面表示内容の変更が可能であること ・多言語表示に対応していること（英語、中国語、ベトナム語等に対応していることが望ましい） ・待ち人数、待ち時間、対応時間等の統計情報をＣＳＶデータで抽出する機能を有すること ・電源のＯＮ・ＯＦＦの自動制御が可能であること	１台
受付番号呼出操作機	・受付窓口カウンター内に設置すること ・番号の取消し、無音呼出、再呼出（任意の同一番号呼出）等が可能であること ・待ち人数、呼出番号は任意に設定した窓口の種類ごとに管理できること ・業務ごとに呼出音が設定できること ・電源のＯＮ・ＯＦＦの自動制御が可能であること	５台

受付番号表示パネル	・受付窓口カウンターに設置すること ・受付番号呼出操作機等と連動すること ・機器の表面（来庁者側）に呼出番号を表示し、音声で知らせること ・機器の裏面に待ち人数等を表示できること ・電源のＯＮ・ＯＦＦの自動制御が可能であること	３台
その他	・その他、番号案内のために必要とされる機器、配線などその他装備一式は適宜導入すること ・その他の詳細は別途協議の上、決定すること	

(ｳ)　広告・行政情報表示システム

設置場所	市民課、健幸増進課前待合ロビー	
機器・性能	仕様等	個数
広告用モニター	・５０インチ程度 ・設置事業者が募集した広告及び行政情報を表示すること ・設置位置を勘案した大きく見やすいもの、液晶などの薄型画面で場所をとらず、鋭利な突起物などがない安全を配慮したもの、且つ、自立型等移動できるものとすること ・交付用モニターと上下並びで設置すること ・設置事業者の敷設するネットワーク等を通じて、広告映像及び行政情報等を放映できること ・表示コンテンツは、静止画及び動画に対応可能であること ・音声出力は、入／切を選択できること	１台
その他	・表示時間は、開庁時間内を基本とし、表示時間外はタイマー等により電源のＯＮ・ＯＦＦの自動制御が可能であること ・その他の詳細は別途協議の上、決定すること	

イ　安全管理

(ｱ)　鋭利な角や縁、突起物等がない構造にするなど、来庁者等に危険を生じさせることがない構造とすること。

(ｲ)　施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分講ずること。

(ｳ) 万が一事故等が発生した場合は、設置事業者の責任において解決すること。

ウ 運用方法

番号案内表示システムの運用方法等について、マニュアル等を用意し、事前に日時を調整の上、市担当者に研修を実施すること。

⑺ 広告内容

ア 広告内容等に関する一切の責任は設置事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。

イ 内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期間までに広告物（出力見本）を提出すること。

ウ 広告用モニターに表示する広告と行政情報等との表示割合は、１サイクル当たり５：１を目安とし、市と協議の上、決定すること。

エ 行政情報等は、市から提供するデータを表示する場合のほか、市から提供する原稿等を元に設置事業者が適宜編集して表示する場合も想定すること。また、行政情報等だけではなく、ニュース等が自動的に配信・表示されることが望ましい。

⑻ その他

ア 窓口案内システムの設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、市が設置事業者に対し、行政財産である本庁舎の一部を目的外使用許可する方法により行う。

イ 窓口案内システムの設置にかかるメンテナンス、破損や事故時の応対、広告に対する苦情対応など、一切の保守管理に関しては、設置事業者の責任と負担において処理すること。

ウ 広告の掲載に当たっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確に表示すること。また、必要に応じて、広告内容に関する責任の帰属に関する、その他必要な事項についても注記すること。

エ 設置事業者は、広告主の募集、広告及び行政情報の制作にかかる費用を負担するものとし、市は行政情報制作のために必要な素材の提供を行うものとする。

2 費用負担及び支払条件

⑴ 本事業に関する一切の作業（設置、移設、撤去、保守及び修繕等）は、開庁時間外の対応を原則とし、当該作業に要する費用は設置事業者の負担とする。また、移設又は撤去時には原状回復を図ること。

⑵ 設置事業者が設置した機器の運用に係る電気料金については、窓口案内システムの消費電力に応じて算出した金額とし、市からの請求に基づき、指定する期日までに納入すること。

⑶ 行政財産使用料及び施設維持管理協力金については、市からの請求に基づき、指定する期日までに全額前納すること。

⑷　設置事業者が設置した機器の運用に係る消耗品等の補充に係る費用も設置事業者の負担とすること。

⑸　設置事業者の広告主の募集が不調に終わった場合においても、一旦納入された行政財産使用料、施設維持管理協力金及び電気料金は返還しない。なお、原則として期間中の使用料等の減額には応じない。

3　その他

⑴　市は、広告主又は広告内容が「高石市広告掲載基準」に定める基準を満たさなくなったとき、その他広告を掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。この場合において、市は、市に納入すべき行政財産使用料等の減額を行わず、広告主又は設置事業者に対して賠償の責任を負わない。

⑵　この仕様書に明記されていない細部の事項については、市の指示に従うこと。

⑶　業務の実施に当たり疑義が生じたときは、両者が協議して、これを解決するものとする。